

スポーツ無尽効果検証事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 スポーツ無尽効果検証事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県民の運動習慣の定着を図るため、複数人が集まってスポーツを継続的に行う活動（以下「スポーツ無尽」という。）の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。この場合において、次の各号の要件を全て満たすことを要する。

- (1) 知事が別に定める期間中に交付決定を受けた活動であること。
- (2) 山梨県内において実施する活動であること。
- (3) 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守して行われる活動であること。
- (4) その他、法令等に違反しない活動であること。

(補助対象)

第4条 補助対象は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に在住する18歳以上（高校生は除く）の者で構成される4人以上のグループであること。
- (2) メンバーの半数以上に月2回以上スポーツをしていない者が含まれるグループであること。
- (3) 第9条で決定又は第10条で承認を受けたメンバー全員により活動することを原則とする。ただし、交付決定後に不可抗力等により構成メンバー全員で活動できないことがある場合、月2回以上スポーツをしていない者が最低1名以上は参加していることを要する。
- (4) 第8条に掲げる期間内に5回以上（ただし、月会費等が発生する活動のみの場合は連続する3箇月以上）の活動を行ったグループであること。
- (5) 実施した活動やスポーツの実施状況に関する事後アンケートに参加者全員が回答すること。

(補助額)

第5条 1グループ当たり20,000円を上限とするが、実績報告が20,000円に満たない場合はその金額を上限とする。ただし、第8条で定める期間において、第9条により決定を受けた申請メンバー全員によらない活動がある場合は、当該額から減額することがある。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定め、申請書（様式1）に関係書類（誓約書（様式2）、身分証明書）を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。この場合において、身分証明書は、住所が確認できるものとする。

(申請の上限)

第7条 補助金の交付申請は、第8条に定める期間において、1グループ1回までとし、申請回数の上

限を超えた申請は、無効とする。交付決定を受けたグループのメンバーが、別グループに属して申請した場合についても、そのグループは無効とする。

（補助対象事業実施期間）

第8条 補助対象となる「スポーツ無尽」の実施期間は、交付決定の日から令和5年1月31日までの間とする。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、第6条で定める補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知（様式3）するものとする。この場合において、知事は、審査を行うために必要となる資料の提出を補助対象者に求めることができる。

（補助事業の変更又は中止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更（中止）申請書（様式4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、当該活動が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年2月28日までに、補助金実績報告書（総括表）（様式6）及び補助金実績報告書（活動ごと）（様式6-1）を知事に提出しなければならない。この場合において、事後アンケートについては、実績報告書に添付して提出するものとする。

（額の確定）

第12条 知事は、前条で定める規定による報告書の提出を受けた場合は、補助事業の内容について審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式7により補助対象者に通知する。

（交付決定の取り消し）

第13条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第9条による決定を取り消すことができる。（様式9）

- （1）補助対象者が第4条に該当しないことが判明したとき。
- （2）申請書類の内容に虚偽があると判明したとき。
- （3）偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
- （4）公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- （5）補助する活動の実施に際し法令に違反したとき。
- （6）補助対象者が、次のアからカまでいずれかに該当する者であることが判明したとき、又はアからカまでに掲げる者が、その運営等に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 使用を許可された者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

- をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団員等及びその他の団体の代表者、役員又は使用人、その他の従業員若しくは構成員が暴力団等に該当すると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象者に対して既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(関係書類の調査)

第16条 知事は、必要があると認められるときは、補助対象者が実施した活動について、関係書類等の提出を求めることができる。

2 知事は、補助した活動内容について、ホームページ等で公表することができるものとする。

附則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

別 表

補助対象	内容	補助額
スポーツ施設使用料等	<p>スポーツを実施するに当たり活動場所となる、コートやグラウンドを使用するための経費（施設の管理者が料金表を公開した上で貸出しているものに限る。食事代は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種コート使用料 （テニスコート、フットサルコート 等） ・各種グラウンド使用料 （サッカーグラウンド、陸上競技場 等） ・屋内運動施設使用料 （体育館、ボルダリング施設、屋内ジム 等） ・その他 （ボウリングゲーム代、ゴルフプレー代、ゴルフ練習場 等） （ただし、屋内運動施設を使用するに当たっては、やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた施設に限る。） 	<p>1グループ当たり 20,000 円を上限</p> <p>※左記の補助対象の組み合わせは可能とする。</p>
用具レンタル代等	<p>実施しようとするスポーツの用具の借用を行う場合に、その借用に要する経費。（用具の管理者が料金表を公開した上で貸出しているもの限り、個人間の貸し借り等によるものは対象としない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニス、バドミントン等ラケット使用料 ・球技を行うに当たるボール等使用料 ・ボウリング貸し靴 ・スキー板レンタル料 ・自転車のレンタル料 等 	
入会金・月会費等	<p>運動を目的としたジムや教室に入会しようとするときに発生する入会金や月会費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィットネスクラブ入会金、月会費 ・スイミングスクール入会金、月会費 ・ヨガ教室入会金、月会費 等 	
インストラクター代等	<p>スポーツを実施するに当たり、専門的なインストラクターによる指導を受けた場合に発生する経費。 （指導に関連する資格を有する者の指導を受けた場合かつ領収書を受け取ることができた場合に限る。）</p>	